球 <

磨ま

村ら



(役 場)

行されている。

勢調査)、総面積約二〇八平方キロメートルの村である。 は人吉市及び山江村、 一五キロメートル、東西一三・五キロメートル、人口四、 熊本県の南部、 九州第二の河川球磨川中流部北岸及び南岸に沿って位置し、 西は芦北町、南は水俣市及び鹿児島県伊佐市に接し、 二四九 (平成二二年国 南北 東

中央を東から西へ流れる球磨川により地域を大きく二分され、 の山岳を縫って小川や那良川、 九メートル)、北に白岩山(一、○○二メートル)の高峰峻嶺に擁せられ、これら 地域産業の主なものは農林業である。山村特有の形態から耕地は多くないが、 村の八八パーセントは山林で占められ、村全体が山岳地帯となっている。 芋川など大小無数の川が球磨川に注いでいる。 南に国見山(九六

檜の素材生産が中心である。 には球泉洞(大坂間)、一勝地、 交通機関としては、球磨川に沿ってJR肥薩線及び国道二一九号が走り、 那良口、渡の各駅を有し、国道には定期バスが運

その中で米作、梨、ハウスメロン、栗などを生産している。山林については、杉、

開洞された球泉洞、森林館などは、多くの来訪者に自然の豊かさを十分満喫させ 置した自然の要害で、 まなみ」も併設している。 ろす豊かな緑の中に建ち、 てくれる憩いの地である。 ルもあり、洞内には石筍が至る所に点在し一大偉観をなしている。 たといわれている。また、高沢鍾乳洞は、 名所旧跡としては、 往時球磨の関門として、相良藩士井口氏代々の居城であっ 渡城址及び高沢鍾乳洞などがある。渡城址は球磨川畔に位 宿泊施設や多目的イベントスペースの石の交流館「や 一勝地温泉「かわせみ」は、美しい棚田と芋川を見下 高さ六メートル、奥行き二〇〇メート 昭和五〇年に

#### 村名の由来

とはできないとされたこと、また、球磨川の電源開発などにより新村の産業の発 たといっても過言ではなく、 の合併時の三か村の住民は、 従って新村住民の日常生活から球磨川を切り離すこ 球磨川の流れとともにその歴史をつくってき

鉄道

とって新村名とした。 展も一層期待されているなどの理由から、昭和の合併時に、球磨川の「球磨」

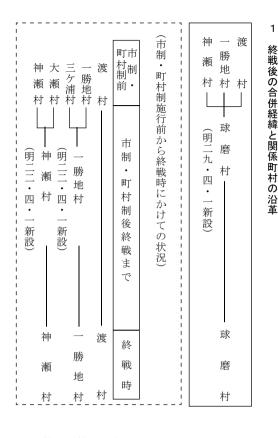
### 平成の合併検討経緯

下球磨地域六市町村の合併パターンが示された。本地域については、平成一二年三月の県市町村合併推進要綱において、人吉・

りを決めた。 のを決めた。 のを決めた。 の方針で固まり、村執行部も法定協議会への参加見送議会移行については、住民への周知不足や将来ビジョンが不十分であるなどの理議会移行については、住民への周知不足や将来ビジョンが不十分であるなどの理球磨村は、平成一四年一二月、六市町村での任意協議会に参加したが、法定協

ことはなかった。(第二編「人吉・球磨地域」参照)その後、合併特例法の期限内に、球磨村と周辺市町村の合併検討が具体化する

# 四 昭和以前の合併検討経緯



### (一) 渡村

を

役場の下におかれたが、二二年、町村制の施行により単独で渡村となった。一行政区域となり、一七年には原田、中神両村と同一行政区域として同一戸長ともに一小区をなした。一二年、郡区町村編制法の施行に伴い、渡村は単独で改正で第一四大区第二小区に属し、万江、林、薩摩瀬、原田、中神の五か村とは里正に変わり、四年の廃藩置県により人吉県に入った。七年の大小区制の大明治三年(一八七○)まで庄屋によって治められていたが、同年八月、庄屋

### (二) 一勝地村

年 ないこの両村が合併して一勝地村となった。 三ケ浦村を一行政区域として戸長役場が設けられた。二二年、 に合併された。明治七年の改正大小区制のもとでは、 分かれていたが、 勝地から分村した。一二年の郡区町村編制法の施行により、 一四大区第一小区に属し、戸長が置かれていたが、その後、 本村の地域は、 (一八七一) に三ケ浦村は一勝地村に合併され、 徳川中期に至り、 昔大牟田谷村、 松谷村、 三ケ浦、 毎床谷村、 一勝地の二か村となった。 同六年神瀬村大瀬は一勝地 一勝地 一勝地、 (一升地) 三ケ浦、 町村制施行に伴 神瀬の二か村が 勝地村および 大瀬は 明治四

#### 二) 神瀬村

二二年町村制が施行されると、この両村は合併して神瀬村となった。施行により神瀬村、大瀬村は、一行政区域として戸長役場が置かれていたが、年の大小区制では第一四大区第一小区に編入され、一二年の郡区町村編制法の人吉県に属したが、すぐに八代県に合併され、さらに白川県に編入された。七相良藩の下にあった本村の地域は、明治四年(一八七一)の廃藩置県により

# 2 町村合併促進法制定後の経緯

併賛成にまとまっていった。 併調査委員会が設けられ、 員を交えての部落会を開き、 るにおよび、 会内においてたびたび論議されていたが、 一勝地、 その気運は 神瀬三か村の合併は、 一段と高まった。 合併についての基礎的調査を行なうとともに、 合併について懇談を行なった結果、 昭和二八年(一九五三)当初から関係村 翌一〇月、 同年九月、 渡、 町村合併促進法が制定され 一勝地、 住民の世論は合 神瀬三か村合

村の建設計画等を審議し、翌二九年一月に至り、渡村は二六日、一勝地村は二四 置くことをそれぞれ満場一致で議決した。 同年一二月には、 神瀬村は二三日それぞれ村議会を開き、二九年四月一日から新たに球磨村を 合併調査委員会を合併促進協議会に切りかえ、合併条件、 新

のであったが、これには次のような条件が整っていた。 三か村合併は、町村合併促進法制定後、球磨郡で行われた町村合併の最初のも

共通点があった。 が山林で、耕地は総面積の二○パーセントにも達しない純山村であり、 積はそれぞれ六○ないし九四平方キロメートルもあるが、その八六パーセント 三か村は、九州山脈の支脈と球磨川が横断する急峻な山地に位置し、 互いに 面

- を全くひとつにしていた。 三か村とも相良藩に属し、 地縁的に住民の人情、 風俗、 習慣等生活環境
- 土地をかかえ、土木事業にしろ教育にしろ、行政費の負担は平坦地に比して大 て低いうえに、三か村の総面積は二〇七・七三平方キロメートルという広大な 三か村は山岳地帯であるため住民の所得も工業地帯や農耕地帯にくらべ
- り村の開発と将来の住民の福祉の向上を図るため合併することとなったのである。 回 以上各村とも合併しなければ村の経営ができない状況にあったので、合併によ 各村の財政は貧弱で、 国に依存しないと行財政の運営が困難である。

## 合併条件および協定事項

- $\overline{\phantom{a}}$ 合併の形式 渡村、 一勝地村、 神瀬村三か村を合体合併する。
- $\stackrel{\frown}{=}$ 新村名 村名は「球磨村」とする。
- 役場位置

役場は、現一勝地村とし、 それまでの期間は、現一勝地村役場を利用する 昭和三〇年度において新築するものとする。ただ

- $\widehat{\underline{\mathbb{D}}}$ 実施の時期 昭和二九年四月一日
- 五
- 現渡村役場および現神瀬村役場に支所を置く
- 2 支所には吏員各二人を配し、 次の事務を行なう。

- ア 戸籍に関する事務

配給に関する事務

- ゥ 村税その他の納入に関する事務
- 子) 選
- 議会議員の選挙

議会議員については、町村合併促進法の特例を適用しない。

する選挙区を設ける 議会議員の選挙については、 最初に行なわれる選挙に限り現村を区域と

選挙区の定数は、次のとおりとする (地方自治法第九一条第二項により

ゥ

議員定数を減少する。)

区

神瀬村地 勝地村地区 区 六人

三 〇 人

2 教育委員の選挙については、 教育委員の選挙 最初に行なわれる選挙に限り、

する選挙区を設ける 村地区 二人人

勝地村地区

神瀬村地区 四人 人

計

八 職員の処置

助役の定数

人

ては、 **吏員は、三役をのぞき全員引き継ぐものとする。ただし、希望退職者につい** 別途退職手当支給条例により各合併関係村において退職金を支給する。

- 九 財産および負債
- 1 各村村有財産は、 無条件で新村に提供する
- 3 2 現渡村および現神瀬村において境目国有林の払い下げを受ける
- 現 現渡村において官行造林八○町歩の払い下げを受ける。 一勝地村において一五五町歩の国有林の払い下げを受ける。

4

現村を区域と

- 5 現一勝地地区部落有財産統一条件による二分の分収権は認める。
- 6 現一勝地発電所の保証債務を認める。
- 7 現渡村中央土地改良区の保証債務を認める。
- いて返済する。 8 昭和二六年村有林鍋割山購入費四五〇万円(利子を含む。)は現神瀬村にお
- 9 各村の青年団林、学校林の保持を認める。

一勝地 五五町 神瀬 一〇町

渡

一 () 町

部落の部分林を設定する。

10

村有林三〇〇町以内について認める。

(一〇) 消防

消防団は、統合のうえ次の編成をする。

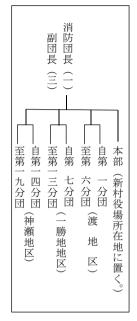
長一人

寸

副団長 三人(各地区より一人ずつとする。)

分団長 一九人(各村の区域の分団長はそのままとする。)

2 消防団組織



### (一一) 各種組合

- 森林組合については、合併と同時に統合する。
- 4 農業協同組合については、昭和二九年度内に統合する。
- (一二) 農業委員会

農業委員会は、次回改選期まで現在のまま各地区に存置する。

(一三) 国民健康保険の統合

国民健康保険については、合併と同時に統合する。

### (一四) 診療所

を図るとともに、現渡村に診療所を設置するものとする。現一勝地診療所および現神瀬診療所は、現在のまま維持し、内容の整備充実

#### (一五)事業

て継続して行なう。 各村における土木その他各種の継続事業および既定計画事業は、新村におい

新計画事業の明細については、別紙計画書(略)による。

なうものとする。 なお、五か年計画に含まれない事業については、財源の措置を講じ、逐次行

## 合併村の三役と正副議長

神瀬村	一勝地村	渡村	村名
仮屋	柳詰	浦野	長
猪熊	馬蔵	晋	
蔵谷		大島	助
袈男		秀人	役
箙瀬	松舟	伊津野	収入
忠房	辰男	定	役
高沢	松舟	富永	議
福蔵	静	泉	長
沢見善太郎	橋詰 寅正	富士岡三秀	副議長

# 5 合併時の関係村の現況表

	業態		面	戸	人	Þ	<u> </u>
	<b>老</b> 計	形 行 勺					
計人	その他人	商工業人	積 平方料	数戸	口人	S.	<del>}</del>
一、九六五	一、四九六	四六九	110七・大七	= 기소=	11174110	B	求善持
五四八	国0屮	四	四八·二	六一六	三、六八七	渡村	合
107	五七四	三元	九二・九四	九八六	五、三七六	一勝地村	併
国一头	五五五	九九	六六・五二	<b>五八〇</b>	三、六五七	神瀬村	村

生 産 額			会社、工場	前年	市町	県税	国税	上の学校以		官	の割合			
	そ	農	鉱	会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)	度 予 算	村税納	納	納	高	中	公	() \$\frac{1}{2}1	りを生	
計	の他	産	工産	<b>企</b> 金五百万円	総額	税額	税額	税額	等学	学		計	その	農
千円	千円	千円	千円	以上	千円	千円	千円	千円	校	校	署	人	他人	業
二七二、六五九	一七一、五二	八六、三六七	四八00	I	七四、五八〇	九、四五八	二七六	七、八六五	_	=	I   I	一〇、七五五	三、八九三	<b>オ ハ</b> オニ
九一、七〇九	四九、七九二	四一、九一七	ı	1	一七、九一八	二、五四六	<b>B</b> IO	一、七八六	_	_	四	三 三 元	K =	_ <u> </u>
一四一、七五〇	10川、长00	三三、三五〇	四、八00	I	四八、七一八	四、四三五	一、七九四	国(中川川	_	_	六	四、五七三	′图判	11 100
元、二00	一八1100	11,000	10′000	Ī	七、九四四	二、四十十	五四二	一門里	_	_	=	11110日11	′<0#	- 117